

被災者生活再建支援基金に関する検討状況中間報告(概要)

平成22年1月21日
全国知事会災害対策特別委員会

1

検討課題

- 1 超大規模災害への対応
- 2 国と地方の負担割合
- 3 基金への追加拠出方法
- 4 支援制度の改善

2

1 超大規模災害への対応(1)

基本理念

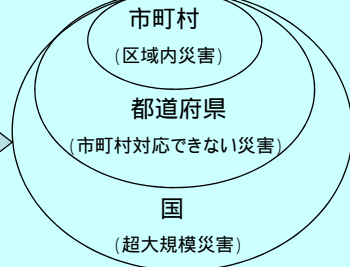
災害規模等により、主体は異なる。

災害対策基本法

市町村：市町村の地域、住民の保護

都道府県：都道府県の地域、住民の保護
市町村支援、総合調整

国：国土、国民の保護
組織、機能の全てをあげた万全の措置



超大規模災害は、国の別途の対応(特別立法等)を要望する

3

1 超大規模災害への対応(2)

基金で対応すべき災害 (下記案を超える災害を超大規模災害とする。)

A案	基金負担額300億円相当の災害まで対応 過去の大規模災害5災害 ¹ の平均規模に対応可能
B案	基金負担額600億円相当の災害まで対応 過去の大規模災害5災害 ¹ の最大規模 ² に対応可能

¹ 明治三陸地震津波(1896年)以降で全壊1万戸以上の7災害のうち、希有の災害として関東大震災と阪神・淡路大震災を除いた5災害

(1896年明治三陸地震津波、1927年北丹後地震、1944年東南海地震、1946年南海地震、1948年福井地震)

² 最大規模の災害：1948年福井地震

4

2 国と地方の負担割合

制度の枠組みに大きな変化がない現行制度を前提とした場合、現行の負担割合(国:地方 = 5:5)の見直しは要求しない

今後、国の制度改正により新たな負担(支給額の引き上げ等)が生じる場合には、見直しを検討する

5

3 基金への追加拠出方法(1)

基金への追加拠出方法

検討課題

どの程度の基金残高になったら追加拠出するか

どの位の規模の追加拠出をするか

どのような方法で追加拠出をするか

6

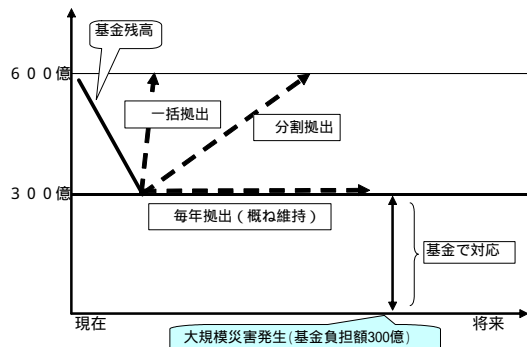
300億円の災害まで対応する場合の例

最低確保すべき残高 (追加拠出時期)	拠出する額	拠出方法
300億円	300億円	一括拠出又は分割拠出
	平年災害の基金 負担程度	毎年拠出

最低限確保すべき残高を制度創設以降に発生した大規模災害等を踏まえた額とする案もあり、この場合は、支援法人が一旦、借入を行い対応する方法も検討する必要があると考えられる

基金への追加拠出イメージ図

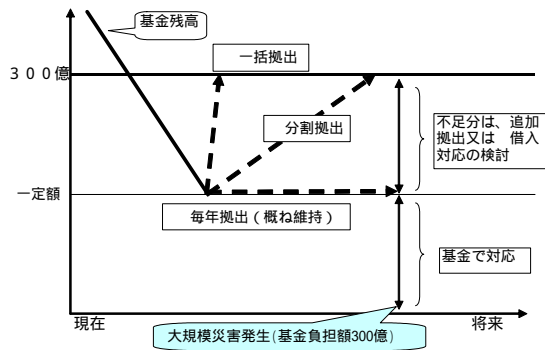
ア 最低限確保しておくべき基金残高を300億円



【拠出方法のメリット】

- 一括拠出：想定している基金規模に速やかに回復が可能
- 分割拠出：一括して拠出することによる財政負担の軽減が可能
- 毎年拠出：毎年、固定的な経費として支出するため、予め負担を財政計画に盛り込むことが可能

イ 最低限確保しておくべき基金残高を制度創設以降
の大規模な災害を踏まえた一定額



【拠出方法のメリット】

- 一括拠出：最大規模の災害に対応できる基金規模に速やかに回復が可能
- 分割拠出：一括して拠出することによる財政負担の軽減が可能
- 毎年拠出：毎年、固定的な経費として支出するため、予め負担を財政計画に盛り込むことが可能

【大規模災害発生時の対応】

- 借入対応：不足額を一括して拠出することによる財政負担の軽減が可能

3 基金への追加拠出方法(2)

基金への拠出ルール(按分方法)

平成11年度及び16年度時の拠出ルールと同様とする

世帯数割:均等割 = 8:2

過去の拠出と同様の地方財源措置を要求する

起債充当100%、償還額に対する交付税措置80%

4 支援制度の改善

検討課題

1 適用条件	一定規模以下の小規模災害への適用
2 長期避難世帯の認定	明確な認定基準の設定
3 住家の被害認定調査	全国的な体制整備、支援協力のあり方

11

5 今後のスケジュール

平成22年1月～3月	基金検討会(2回)	・追加抛出、制度改善等の検討 ・全国意見照会(追加抛出、制度改善) ・検討内容のとりまとめ、「検討会検討結果報告書」策定
4月～5月	専門部会(2回)	・「検討会結果報告書」を受けて、「検討結果報告書素案」作成 ・全国意見照会(検討結果報告素案) ・「検討結果報告書案」作成
6月	災害対策特別委員会	・「検討結果報告書」策定
7月	全国知事会	・「検討結果報告」及び基本方針の合意

法改正は平成23年1月の通常国会を想定
4月以降のスケジュールは、国の制度改正の動向を見極めつつ対応

12